

◆パブリックコメントを行います◆

介護予防と生活支援事業を行うための手数料について、適切にサービスを提供するための利用者費用負担の観点から、引き上げ実施に伴い条例を改正する必要があるため、現在ある条例を一部改正します。改正する内容、条例は下記のとおりです。

(内容)

- ①配食サービスについて、200円/1食を300円/1食に増額
- ②除雪サービスについて、障害のある高齢者を現行100円/1時間から500円/1時間とし、高齢者のみの世帯を現行500円/1時間から1,000円/1時間に増額。
(令和9年度にかけて段階的に実施します。)

・ニセコ町介護予防及び生活支援事業条例（一部改正案）

上記の一部改正条例案につきまして、皆様からの意見を募集しています。

別紙に内容記載のうえ、保健福祉課窓口まで意見をお寄せください（どんな方法でも結構です）。

よろしく申し上げます。

意見募集期間：令和4年11月24日(月)～令和4年12月2日(金)まで

意見公開予定年月日：令和4年12月6日(火)

※なお、提出された意見は、町ホームページにて公開予定です。

お問い合わせ先

ニセコ町役場 保健福祉課福祉係 担当：尾崎（不在時：中川）

0136-44-2121（内線225）